

国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱

平成25年5月15日

文部科学大臣決定

(一部改正 令和2年12月23日)

(通則)

第1条 国立大学法人先端研究等施設整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 補助金は、国立大学法人及び大学共同利用機関法人（以下「国立大学法人等」という。）が行う最先端の大規模研究プロジェクトに供する大型特別機械等の整備並びに大学共同利用機関法人が行う施設・設備の整備及び不動産の購入に要する経費に対して補助を行い、もって大学の教育研究に対する国民の要請にこたえるとともに、我が国高等教育及び学術研究の水準の向上と均衡ある発展を図ることを目的とする。

(交付の対象及び額)

第3条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、国立大学法人等が行う補助事業に必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及び補助率は、別表のとおりとする。

(申請手続)

第4条 国立大学法人等は、補助金の交付を受けようとするときは、別紙様式第1による申請書を大臣に提出しなければならない。

2 国立大学法人等は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この

限りでない。

(交付決定の通知)

第5条 大臣は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付の決定を行い、別紙様式第2による補助金交付決定通知書を国立大学法人等に交付するものとする。

- 2 前項の申請書が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 大臣は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 大臣は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 国立大学法人等は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第7条 国立大学法人等は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般競争に付することが困難又は不適当である場合は、大臣が別に定めるところにより、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(計画変更の承認)

第8条 国立大学法人等は、補助事業の内容を変更する場合は、あらかじめ、別紙様式第3による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更の場合については、この限りでない。

- 一 補助金の交付の決定を受けた年度（国庫債務負担行為に基づく補助金については、その交付の決定を受けた最終年度。）内において工事期間を変更する場合
- 二 当該事業の目的及び計画の遂行に影響を及ぼさず、かつ、第5条第1項により交付された経費の配分の変更（補助対象経費の区分ごとに配分された額のいずれか低い金

額の20%以下の額で当該配分額を流用する場合に限る。)をする場合

三 新築・増築・改築・改修事業の面積の2%以内の増又は1%以内の減の変更が生じる場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 国立大学法人等は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、別紙様式第4による申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業遅延の報告)

第10条 国立大学法人等は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに別紙様式第5による補助事業事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第11条 国立大学法人等は、補助事業の遂行及び支出状況について大臣の要求があったときは、速やかに別紙様式第6による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 国立大学法人等は、補助事業を完了したとき(補助事業の中止又は廃止の承認を受けたときを含む。)は、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに別紙様式第7の報告書を大臣に提出しなければならない。

2 国立大学法人等は、国の会計年度が終了したときに補助事業が未完了の場合は、別紙様式第8による国の会計年度終了に伴う実績報告書を補助金の交付の決定を受けた翌年度の4月30日までに大臣に提出しなければならない。国庫債務負担行為に基づいて、補助金の交付の決定が行われている各年度についても同様とする。

3 国立大学法人等は、前2項の報告書の提出期限について、大臣の別段の承認を受けたときは、その期間によることができる。

4 国立大学法人等は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定

の内容（第8条に基づき承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、国立大学法人等に通知する。

- 2 大臣は、国立大学法人等に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第14条 国立大学法人等は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第9により速やかに大臣に報告しなければならない。

- 2 大臣は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前条第3項の規定は、前項の規定により返還を命ずる場合について準用する。

（交付決定の取消等）

第15条 大臣は、第9条の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- 一 国立大学法人等が、適正化法、施行令その他の法令若しくはこの要綱、又は法令若しくはこの要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 国立大学法人等が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 国立大学法人等が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定により取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第13条第3項の規定は、第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付を命ずる場合について準用する。

（補助金の支払）

第16条 補助金は、第13条第1項の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議を経て、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

2 国立大学法人等は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別紙様式第10による補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 国立大学法人等は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第18条 取得財産等のうち施行令第13条第4号及び第5号に規定する処分を制限する財産は、取得価格が1個又は1組50万円以上の財産及び効用の増加価格が50万円以上の財産とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間とする。

3 国立大学法人等は、前項の規定により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合について準用する。

(補助金の経理)

第19条 国立大学法人等は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならぬ。

2 国立大学法人等は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

別 表

補助対象経費の区分	経 費 の 内 容	補助率
1 施 設 整 備 費	本工事及び附帯工事に係る経費（施設に附帯する設備の整備に係る経費を含む。）	定 額
2 災 害 復 旧 費	土地、建物、工作物、設備及び船舶等の災害復旧のための本工事及び附帯工事に係る経費並びに応急仮工事に係る経費	定 額
3 附 帯 事 務 費	設計委託料、設計監理料並びに1及び2の工事に直接必要な事務の経費	定 額
4 不 動 产 購 入 費	土地及び建物の購入に係る経費（PFI事業に係るものと含む。）	定 額

別紙様式第1

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付申請書

国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第4条の規定により、下記の金額について交付願いたく申請します。

記

事 業 名

交付申請額 金 千円

年度別内訳

$$\left(\begin{array}{lll} \text{年度} & \text{金} & \text{千円} \\ \text{年度} & \text{金} & \text{千円} \end{array} \right)$$

(添付書類)

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 事業費調書（別紙2）
- 3 配置図及び平面図

(注) 1 国庫債務負担行為に基づくものについては、「 年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付申請書」を「 年度国庫債務負担行為に基づく国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付申請書」と書き替え、単年度とは別に提出すること。（他の様式についても同様とする。）

- 2 年度別内訳欄は、国庫債務負担行為に基づく申請の場合のみ記入すること。
- 3 事業費調書、配置図及び平面図は、必要がある場合のみ作成すること。

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

事 業 計 画 書

(単位：千円)

事 業 名			予算区分	構造階	面 積 (m ²)	直営、請負の別 請負契約の方式
着工予定年月日			完成予定年月日			
補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	① 補助対象経費	② 長期借入金	①-② 補助金の額※	備 考	
計						
補助事業の目的及び内容						

(注) 1. 面積欄：改修面積は()書き、全体面積は< >書きで示すこと。（他の様式についても同様とする。）

2. 補助事業に要する経費：当該施設整備事業に係る全体の経費（自己資金等を含む）
3. 補助対象経費：補助対象面積の範囲内での経費の計
4. 長期借入金：事業費の一部に充てる資金。
5. 補助金の額：補助対象経費から長期借入金を除いた経費（=交付申請額）
6. 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金の額※

— = ※

7. 寄附金等の自己資金等がある場合は、備考欄に内訳金額を記入すること。
8. 国庫債務負担行為による場合は、年度別内訳を記入すること。
9. 長期借入金欄は、長期借入金がある場合のみ記入すること。

事 業 費 調 書

(単位 : 千円)

事 業 名						
予算区分	構造階	面 積 (m ²)	単価	一般工事費	特殊工事費	計
一般工事の補正項目						
特殊工事の項目						
建築・土木関係				電気設備関係		
機械設備関係				その他		

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付決定通知書

申請者

年　月　日付け　第　号で申請のあつた　年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）第6条第1項の規定により、次のとおり交付することに決定したので、同法第8条の規定により通知する。

年　月　日

文部科学大臣

1. この補助金の交付の対象となる事業は、次のとおりとし、その内容は申請書類に記載のとおりとする。

事業名

2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

ただし、補助事業の内容の変更により、補助事業に要する経費及び補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	千円
補助対象経費	千円
補助金の額	千円
年度別内訳	
〔	千円
年度	千円
年度	千円
〕	

※ 年度別内訳は、国庫債務負担行為によるもののみ記入する。

3. 補助金の確定額は、補助対象経費から長期借入金を差し引いた実支出額の合計額と、補助金の額とのいずれか低い額とする。

4. 補助事業は、原則として補助金の交付決定を受けた年度の3月31日までに完了しなければならない。

ただし、国庫債務負担行為に基づくものは、原則として補助事業の完成予定年度の3月31日までとする。

5. 補助事業者は、適正化法、同法施行令（昭和30年政令第255号）及び国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱（平成25年5月15日文部科学大臣決定）に従わなければならない。

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第3

文書番号
年月日

文部科学大臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金の計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第8条の規定に基づき、承認してくださるよう関係書類添えて申請します。

記

1 事業名

2 変更理由

3 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額の対比

(単位：千円)

	補助対象経費の区分	補助事業に要する経費	補助対象経費	補助金の額
交付決定時				
	計			
変更後				
	計			
差額				
	計			

4 各対象経費金額の算出内訳

(添付資料)

変更後の事業計画書、事業費調書、配置図及び平面図

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第4

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金の
補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた事業については、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、承認してくださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名

2 交付決定額 千円

3 補助事業中止（廃止）の発生年月日及びその理由

4 補助金の使用状況

1) 支出済額 千円
2) 未使用額 千円

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

別紙様式第5

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金の
補助事業事故報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 交付決定額 千円

3 事故の原因及び内容

4 事故に対する措置内容

5 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 予定期間内の完了又は補助事業の遂行が困難となった場合において、その原因等について簡潔に記入するとともに、関係資料等を添付する。

【本件責任者等】

責任者
担当者
連絡先

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金の
補助事業の遂行及び支出状況報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき、下記のとおり補助事業の遂行及び支出状況を報告します。

記

1. 事業名

2. 補助事業の遂行状況

3. 補助対象経費の区分別支出状況

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第 7

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり実績を報告します。

記

1 補助事業の内容

事 業 名	予算区分	構造階	実施面積 (m ²)	直営、請負の別 請負契約の方式	着工年月日	完了年月日

2 補助事業の収支決算

(1) 収 入 (単位 : 千円)

自己資金等	補助金の額	計	備 考

(2) 支出

(単位：千円)

補助対象 経費の区分	補助事業に要した経費		補助事業対象経費				補助金の額	
	計画額	実績額	計画額	流用額	流用後額	実績額	交付決定額	実績額
計								

- (注) 1 各経費の配分ごとの実績の内訳の資料を添付すること。（事業費にあっては事業費調書、配置図及び平面図）
- 2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記するとともに、減額金額の算出の基礎となる資料を作成の上、添付すること。
- 補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金の額※
- ~~~~~ — ~~~~~ = ~~~~~ ※

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第8

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金の
国の会計年度終了に伴う実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業について、国の会計年度内に補助事業が完了しておりませんので、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第12条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

事 業 名	予算区分	構造階	面 積 (m ²)	交付決定額 (千円)	未完了の理由

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第9

文 書 番 号
年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金に係る消費税
及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業
について、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第14条第1項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 補助金額（交付要綱第13条による額の確定額）

千円

3 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額

千円

4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に
係る仕入控除税額

千円

5 補助金返還相当額（4 - 3）

千円

(注) 別紙として返還額に係る積算の内訳を添付すること。

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先

別紙様式第10

文 書 番 号
年 月 日

官署支出官
文部科学省大臣官房会計課長 殿

申請者 住所
(記名)

年度国立大学法人先端研究等施設整備費補助金
支払（精算・概算）請求書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定を受けた下記事業
について、国立大学法人先端研究等施設整備費補助金交付要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 事業名

2 （精算・概算）払請求金額

千円

3 請求金額の算出内訳

4 必要とする理由

（注） 請求金額の算出内訳及び必要とする理由は、概算払いを請求する場合に限る。

【本件責任者等】

責任者

担当者

連絡先